

学校運営連絡協議会設置要綱

第1（名称）

この会の名称を「都立小石川高等学校21開拓委員会」（以下、「21開拓委員会」という。）とする。

第2（目的）

本校の教育活動が都民に理解され、かつ、本校の学校運営にその意向が反映されるとともに、本校が、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

第3（組織）

21開拓委員会の構成員は次のとおりとする。

内部委員として、校長、副校長、経営企画課長、教育職の主任の中から校長が選任する3名とする。

協議委員として校長が選任する大学関係者3名、保護者代表1名、同窓会代表1名、区教委関係者1名とする。

ただし、必要に応じて、生徒の意見を聞く機会を設けるものとする。

第4（任期）

委員の任期は1年間とし、その年の4月1日から翌年の3月31日までとする

第5（役員）

21開拓委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長2名、事務局長1名
- (2) 会長は校長とし、会長が選任する協議委員1名、内部委員1名を副会長に総務主任を事務局長とする。

第6（会の開催回数・開催時期・公開等）

21開拓委員会は、年3回程度開催するものとし、原則として公開とする。ただし、プライバシー等にかかわる内容を協議する場合には、会長の判断により、一部非公開とすることができる。

第7（活動内容）

- (1) 本校の学校運営及び教育活動への評価及び助言等
- (2) 本校と家庭・地域との連携への助言

第8（評価委員会の構成・人員等）

21開拓委員会に評価委員会を置く。評価委員会の構成員は、21開拓委員会の委員の中から会長が選任する協議委員より2名、内部委員より2名の計4名とする。

第9（事務局）

東京都立小石川高等学校に21開拓委員会事務局を置く。事務局に21開拓委員会の業務を担当する主任として総務主任を置き事務局長とする。事務局の構成は、事務局長（総務主任）局員（総務部員）とし、校長が選任する。

第10（その他）

この要綱は、必要に応じて改正する。

附則 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。